

日本共産党区議会議員
こんにちは伊藤和彦です



自宅 足立区花畑6-20-1 電話3859-6952
 足立区役所 電話3880-5111 (内線4650~4654)
 日本共産党区議団 直通3880-5770
<http://www5.familie.ne.jp/~k-itou/index.html>

これは大変

保育所面積基準の切り下げ (地域主権改革一括法)

保育の市場化 (子ども子育て新システム)

厚生労働省が定める **保育所最低面積基準**

1人あたり
 0～1歳 1・65平方メートル (寝ている状態の子)
 0～1歳 3・30平方メートル (ほふく=ハイハイできる子)
 2歳以上 1・98平方メートル (保育所とは認可保育園のことをいっています)

「告示」された35の自治体

【東京都】中央区、港区、文京区、墨田区、江東区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、立川市、三鷹市、府中市、調布市、小平市、東村山市、東久留米市、多摩市、西東京市 (15区9市)

【神奈川県】横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市

【埼玉県】さいたま市、川口市

【千葉県】市川市

【京都府】京都市

【大阪府】大阪市

【兵庫県】西宮市



「地域主権改革」一括法が成立しました。地域主権とか、緩和といいますが、国が保障すべきナショナルミニマム(国民最低限)を投げ捨て、最低基準を切り下げて福祉や教育の分野の条件を劣悪にするものです。

足立区も「対象自治体」に

保育所面積最低基準の「緩和」

「地域主権」の名で「詰め込み保育を助長」「新システム」の名で「保育の公的責任投げ捨て」

禍根残す大改悪 必ず阻止を

保育所最低面積基準の「緩和」
 0～1歳 3・3m²
 2・5m²に?

保育所に申し込んでも入れない「待機児」の増大が問題になっている中で、待機児を解消するには保育所を作ればいいのか、政府は



「地域主権」の名で、保育所の子ども一人あたりの最低面積を狭くし、より多くの子どもを「詰め込み」ることのできるようにして「解消」しようとする「保育所最低面積基準の」

「地域主権」の名で、保育所の子ども一人あたりの最低面積を狭くし、より多くの子どもを「詰め込み」ることのできるようにして「解消」しようとする「保育所最低面積基準の」

厚生労働省「告示」では、待機児問題が深刻な地域として保育所(認可保育園のこと)の面積基準の緩和を認める35の自治体を告示しました。

今年4月28日に国会で、保育所の最低基準や高齢者・障害者施設の設定・管理基準などを、地方の条例に委任するなどして「緩和」できるようにする

「地域主権改革」一括法が成立しました。地域主権とか、緩和といいますが、国が保障すべきナショナルミニマム(国民最低限)を投げ捨て、最低基準を切り下げて福祉や教育の分野の条件を劣悪にするものです。

足立区も「対象自治体」に

保育所面積最低基準の「緩和」

「緩和」を打ち出し、9月2日、パブリックコメントでも反対意見が多数にもかかわらず強行する「告示」を出しました。

「いまの3・3m²でも狭いのにこれ以上狭くするのは無理」「詰め込み保育を招く」「0～1歳だけ増やしても翌年2歳児クラスがあふれてしまう」「子どもがぶつかってしまふ」「保育士の確保ができない」

については2012年度から3年間の「特例」として「認め」られました。面積基準をどこまで引き下げるかは自治体次第で、足立区の場合、東京都の条例にもとづくこととなります。

「強制」ではないので足立区が引き下げないで待機児を解消する決断をすれば最低基準は守れます。

中央、文京、北、板橋、葛飾の5区と東久留米、多摩の2市は緩和の予定はないと明言(都政新報報道)しています。

第19回北部ふれあいまつり

10月23日(日) 午前10時
 区立・陣川戸公園

(保木間5丁目・コープとうきょう花畑店そば)

●ご家庭で眠っている贈答品や使える生活用品など、バザー用の物品提供をおねがいします。まつりボランティア活動募集中。ご協力を! 連絡 3883-3775



子ども・子育て新システムってなに？



①児童福祉法に基づいた認可保育園が基本になっている。認可外保育園もあるが、認可保育園の基準が全体の基

本になっている
 ②保育が必要な子どもの保育に国と自治体が責任を持ち、自治体が保育所入所を調整する
 ③保育料は保護者の所得に応じた応能負担で「お金がな

いから入れない」ことがないようにになっている
 一言でいうと保育費用の公費負担で保育を必要とするすべての子どもに平等に保育を保障する仕組みで、世界でも高い評価を得ています。



これに対して政府は昨年6月、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を発表しました。その後ワーキングチームで具体化を進め、2013年度からの実施をめざしています。

区市町村の保育実施責任をなくす
 (一) 一番の問題は区市町村の保育実施責任をなくしてしまうことです。現行の保育制度では、憲法の理念や児童福祉法に基づいて、区市町村に保育の実施責任があります。児童福祉法第24条は「児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、これらの児童を保育所において保育しなければならぬ」と明記しています。そのため市町村は公立保育所を作ったり、または私立の認可保育所に委託して保育を提供しなければなりません。

公的保育制度の解体 「子ども・子育て新システム」
 ●区市町村の保育実施責任をなくし市場の流れに任せる(保育は「儲け」にシフト)
 ●保護者が自己責任で保育所を探し直接契約する(保育所探しに駆けずり回る)
 ●料金は利用時間に応じた応能負担になる(料金がアップ)

子育て施策のほとんどを再編成して「包括的・一元的な制度」にするとのことですが、一言で言うところの公的保育制度の解体とも言えるべきです。
 03(3880)5770 控室まで

幼稚園・保育所の設置基準

	幼稚園 (幼稚園設置基準)	保育所 (児童福祉施設最低基準)	幼保連携型に係る特例 (認可の特例)
職員配置	学級担任は幼稚園教諭 【配置基準】 35:1	保育に従事するのは保育士	【幼稚園教諭の配置の特例】 学級担任は保育士の資格を持つ助教諭で可 【保育士の配置の特例】 幼稚園教諭で可。但し、県知事の承認が必要かつ原則3年間、最大6年間の期間制限あり ※3歳以上児で職員配置が困難な場合に限り
運動場	運動場	屋外遊戯場 但し、近隣の場所で代替可	【運動場の特例】 保育所の基準を満たしていれば可
調理室	必置ではない	必置	【調理室の特例】 一定の場合に外部搬入可 ※3歳以上児に限る
施設面積	1学級180㎡ 2学級320㎡ 3学級以上1学級につき100㎡ ※園舎全体の面積	1人につき1.98㎡ ※保育室、遊戯室のみ ※3歳以上児に限る	幼稚園・保育所いずれかの面積基準を満たしていれば可 ※既存施設から転換する場合 ※3歳以上児に限る

その運営費の国庫負担制度と保育所最低基準によって、国と自治体が保
 をお寄せ下さい。
 「幼保一体給付」という補助金を支払うことが中心となります。ご意見・ご要望
 況から保育の必要度を認定すること、
 育の保障と保育水準の確保、保育費用の負担に責任を持つ仕組みとなっているのです。新システムでは保護者の仕事などの状況から保育の必要度を認定すること、